

令和6年度富山県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）

（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

1 背景及び目的

本県におけるイノシシは、大正から昭和にかけては殆ど生息していなかったと思われている。しかし、平成11年度から狩猟等で捕獲されるようになり、捕獲数が徐々に増加し令和元年度には8,172頭と過去最高となった。令和2年度の捕獲数は、豚熱の影響や捕獲圧の強化もあり大幅に減少したが、以降は再び増加傾向となっており、個体数が増加していると考えられる。また、農作物被害については令和元年度に過去最大となる8,330万円となった。以降は4,000万円程度に減少しているものの、イノシシが県内全体の野生鳥獣の被害額の約7割を占めており、農作物被害だけでなく農業従事者の生産意欲の減退にもつながり地域における深刻な問題となっている。

このような状況から本県では、令和6年3月に策定した富山県イノシシ管理計画（第4期）に基づき、豚熱の感染拡大防止と農作物被害が社会的に問題にならない環境を目指すため、令和10年度末の推定生息数を平成18年度当時の水準以下（2,600頭程度）に抑えることなどを目指している。

この目標を達成するため、科学的な調査に基づく計画的なイノシシの管理を効率的・効果的に行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」に取り組む。

（注）第二種特定鳥獣管理計画の目標を踏まえ、当該都道府県内における指定管理鳥獣の生息状況（生息数、生息密度、分布、個体数推定、将来予測等）及び被害状況（農林水産業、生態系、生活環境等）を勘案して、指定管理鳥獣捕獲等事業によって個体群管理のための捕獲等を強化する必要性があることを簡潔に記載する。

2 対象鳥獣の種類

イノシシ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
・富山市区域 ・高岡市区域 ・氷見市区域 ・黒部市区域 ・砺波市区域 ・小矢部市区域 ・南砺市区域 ・立山町区域 ・朝日町区域	令和6年4月1日～令和7年3月31日 （うち、捕獲作業を行う期間） 令和6年5月1日～令和7年3月15日（320日間程度）

（注）原則として1年以内とし、年度をまたいでも構わない。

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
富山市区域	富山市全域 (国有林を除く)	目撃情報等からのイノシシの密度が高い地域であるが、十分な捕獲が行われていないため。	鳥獣保護区(呉羽山、有峰、白木峰・金剛堂山、奥神通、ねいの里、野鳥の園、田尻池、神通川河口、常願寺川河口) 市被害防止計画に基づき有害鳥獣捕獲事業を実施
高岡市区域	高岡市全域 (国有林を除く)	国道で目撃されるなど目撃情報等からのイノシシの密度が高い地域であるが、十分な捕獲が行われていないため。	鳥獣保護区(氷見海岸、二上山、高岡古城公園、奥五位、宮島峡、庄川下流) 市被害防止計画に基づき有害鳥獣捕獲事業を実施
氷見市区域	氷見市全域 (国有林を除く)	目撃情報等からのイノシシの密度が高い地域であるが、十分な捕獲が行われていないため。	鳥獣保護区(朝日山) 市被害防止計画に基づき有害鳥獣捕獲事業を実施
黒部市区域	黒部市全域 (国有林を除く)	市街地での目撃情報等からのイノシシの密度が高い地域であるが、十分な捕獲が行われていないため。	鳥獣保護区(愛本、黒部川河口) 市被害防止計画に基づき有害鳥獣捕獲事業を実施
砺波市区域	砺波市全域 (国有林を除く)	目撃情報等からのイノシシの密度が高い地域であるが、十分な捕獲が行われていないため。	鳥獣保護区(利賀、頼成山、増山) 市被害防止計画に基づき有害鳥獣捕獲事業を実施
小矢部市区域	小矢部市全域 (国有林を除く)	目撃情報等からのイノシシの密度が高い地域であるが、十分な捕獲が行われていないため。	鳥獣保護区(俱利伽羅、宮島峡) 市被害防止計画に基づき有害鳥獣捕獲事業を実施
南砺市区域	南砺市全域 (国有林を除く)	目撃情報等からのイノシシの密度が高い地域であるが、十分な捕獲が行われていないため。	鳥獣保護区(大笠、南蟹谷、利賀、八乙女山、縄ヶ池、白木峰・金剛堂山、医王山、小谷川、桜ヶ池、小瀬) 市被害防止計画に基づき有害鳥獣捕獲事業を実施
立山町区域	立山町の一部 (国有林を含む)	目撃情報等からのイノシシの密度が高い地域であるが、十分な捕獲が行われていないため。	鳥獣保護区(北アルプス、座主坊、吉峰)、中部山岳国立公園、ブナ坂国有林 町被害防止計画に基づき有害鳥獣捕獲事業を実施

朝日町 区域	朝日町 全域 (国有林 を除く)	目撃情報等からのイノシシの密度が高い地域であるが、十分な捕獲が行われていないため。	鳥獣保護区(城山、大平)、町被害防止計画に基づき有害鳥獣捕獲事業を実施
-----------	---------------------------	---	-------------------------------------

- (注) 1 実施区域欄には、実施区域の名称を記載する。
2 住所等欄には、市町村名及び地名を可能な限り詳細に記載する。
3 選定理由欄には、実施区域の地形、被害状況、既存の捕獲等の実施状況等を踏まえ、当該地域を選定した理由を記載する。
4 他法令等欄には、国・都道府県指定鳥獣保護区、国立・国定公園、国有林、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画の対象地域、国や市町村による捕獲事業の実施区域等、事前の調整や協議等が必要な地域と重複する場合においては、その名称を記載する。
5 実施区域の全体を示す地形図等の図面を添付すること。

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
富山市区域	イノシシ捕獲数 100 頭
高岡市区域	イノシシ捕獲数 100 頭
氷見市区域	イノシシ捕獲数 50 頭
黒部市区域	イノシシ捕獲数 50 頭
砺波市区域	イノシシ捕獲数 50 頭
小矢部市区域	イノシシ捕獲数 50 頭
南砺市区域	イノシシ捕獲数 100 頭
計	500 頭

- (注) 第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標として、捕獲数等の具体的な数値を記載すること。

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

①使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
富山市区域	・わな猟(くくりわな、囲いわな) ・銃猟(巻狩り)	・巻き狩り 4 回程度 ・くくりわな 90 基程度 ・囲いわな 2 基程度 ・ライフル銃の使用
高岡市区域		・巻き狩り 4 回程度 ・くくりわな 60 基程度 ・囲いわな 2 基程度 ・ライフル銃の使用
氷見市区域		・巻き狩り 2 回程度 ・くくりわな 30 基程度 ・囲いわな 1 基程度 ・ライフル銃の使用
黒部市区域		・巻き狩り 4 回程度 ・くくりわな 60 基程度 ・囲いわな 2 基程度

		・ライフル銃の使用
砺波市区域		・巻き狩り 2 回程度 ・くくりわな 30 基程度 ・囲いわな 1 基程度 ・ライフル銃の使用
小矢部市区域		・巻き狩り 2 回程度 ・くくりわな 30 基程度 ・囲いわな 1 基程度 ・ライフル銃の使用
南砺市区域		・巻き狩り 4 回程度 ・くくりわな 30 基程度 ・囲いわな 1 基程度 ・ライフル銃の使用
立山町区域	・わな猟	—
朝日町区域	・銃猟	—
計		・巻き狩り 22 回程度 ・くくりわな 330 基程度 ・囲いわな 10 基程度

- (注) 1 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階で記載可能な範囲で簡潔に記載する。なお、受託者との調整の上で決定する場合においては、現時点で記載可能な事項や想定する内容を記載するにとどめるものとする。
- 2 使用する猟法は、銃猟（誘引捕獲、忍び猟、巻狩り等）、わな猟（くくりわな、箱わな、囲いわな等）、網猟等の別について記載する。なお、銃刀法第 5 条の 2 第 4 項第 1 号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、認定鳥獣捕獲等事業者がライフル銃を所持させ、ライフル銃を用いた指定管理鳥獣捕獲等事業を委託し、実施させる必要がある場合は、ライフル銃の使用について記載すること。
- 3 捕獲等の規模は、日数、人数、人工数、回数、わなの設置数等により目安を記載する。

②作業手順

【1 事前調査の実施】

各区域において、個体の生息状況と錯誤捕獲を回避するための調査を自動撮影カメラにより調査する。

【2 関係者との調整】

指定管理鳥獣捕獲等協議会において、県内全市町村と連携するとともに、該当市が主体となり、実施区域内における関係機関（猟友会、土地所有者、地元地域）と調整し合意形成を図る。

【3 捕獲の実施】

本計画に基づき、県及び委託により捕獲等を実施する。

【4 安全管理】

受託者が下記の安全管理を講じるよう適切に監督する。

- ①安全教育、訓練等の実施
- ②安全管理体制の構築
- ③安全管理対策の実施（第三者及び従業者）

【5 捕獲等をした個体の回収・処分方法】

捕獲した個体は搬出し、適正に処理する。なお、搬出が困難な場合は、

捕獲した場所に埋設する。食肉処理場の受け入れが可能な場合は、適正に搬出する。

また、行動圏調査等を行うために捕獲した個体については、GPS 首輪等を装着し放獣する。

【6 錯誤捕獲への対応方針】

錯誤捕獲した個体は、適正に放獣する。なお、放獣に危険が伴う場合は、吹き矢等により麻酔薬を投与し不動化とした上で放獣する。

【7 捕獲情報の収集及び評価】

受託者から、事前調査のデータ*や捕獲数、捕獲場所、捕獲個体のサイズ*等を収集し、専門家等の意見も踏まえ、事業の評価を行う。

※調査捕獲の場合に限る

(注) 事前調査の実施、関係者との調整、捕獲等の実施、安全管理、捕獲等をした個体の回収・処分方法（廃棄物としての適切な処理方法及び食肉等としての利活用をする予定がある場合はその旨）、錯誤捕獲への対応方針（わな猟・網猟の場合）、捕獲情報の収集、評価等、作業手順について、想定される内容を記載する。

(2) 捕獲等をした個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。）

①放置する必要性

放置しない。

②放置の内容

放置する時期	放置する区域	放置する数	捕獲等の方法

③生態系、住民の安全、生活環境及び地域の産業への配慮事項

(3) 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）

①夜間銃猟をする必要性

実施しない。

②夜間銃猟の内容

実施区域	実施日時・時間	銃猟の方法	実施者

③安全管理体制、住民の安全管理及び生活環境への配慮事項等

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

【1 実施主体】

富山県

【2 実施方法】

直営及び委託

【3 委託の範囲】

指定管理鳥獣の捕獲、計画策定等、効果的捕獲手法による調査捕獲

【4 想定される委託先】

(一社)富山県猟友会、(公財)富山県民福祉公園

【5 評価】

受託者が収集・分析した情報等において、専門家を含めた富山県野生鳥獣保護管理検討委員会において、評価することで、事業の評価を適切に行い、次年度の指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に反映させる。

(注) 事業の実施主体として、都道府県名又は国の機関名を記載する。さらに、指定管理鳥獣捕獲等事業を直営で行うか委託するかを記載し、委託する場合は、委託の範囲と、想定される委託先(認定鳥獣捕獲等事業者への委託を想定等)があれば記載する。結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備する場合や、大学・研究機関及び鳥獣の研究者等の専門家との連携をする場合はその旨を記載する。

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

- ・市町村と連携し事業を実施する前に、十分に周知を行い、事故等の発生が無いよう万全を期す。
- ・事業実施区域周辺に注意看板等を設置することで、山菜採りや登山等で入林した住民等の安全を確保する。

(注) 住民の安全の確保のために必要な事項として、想定する事項を記載する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

- ・指定区域の市町村及び関係者に事業内容や必要性について、十分な周知を行う。
- ・従事者に指定管理鳥獣の捕獲等に必要な技術や知識、マナーを十分に理解させるよう努める。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

- ・鳥獣保護管理法に加え、管理業務の遂行にあたって関連する銃刀法、火薬類取締法、自然公園法、自然環境保全法、森林法等の法令を遵守する。
- ・これらの法令に従い、事前の届出が必要な許可申請についても、その内容を熟知し確実に手続きを行う。

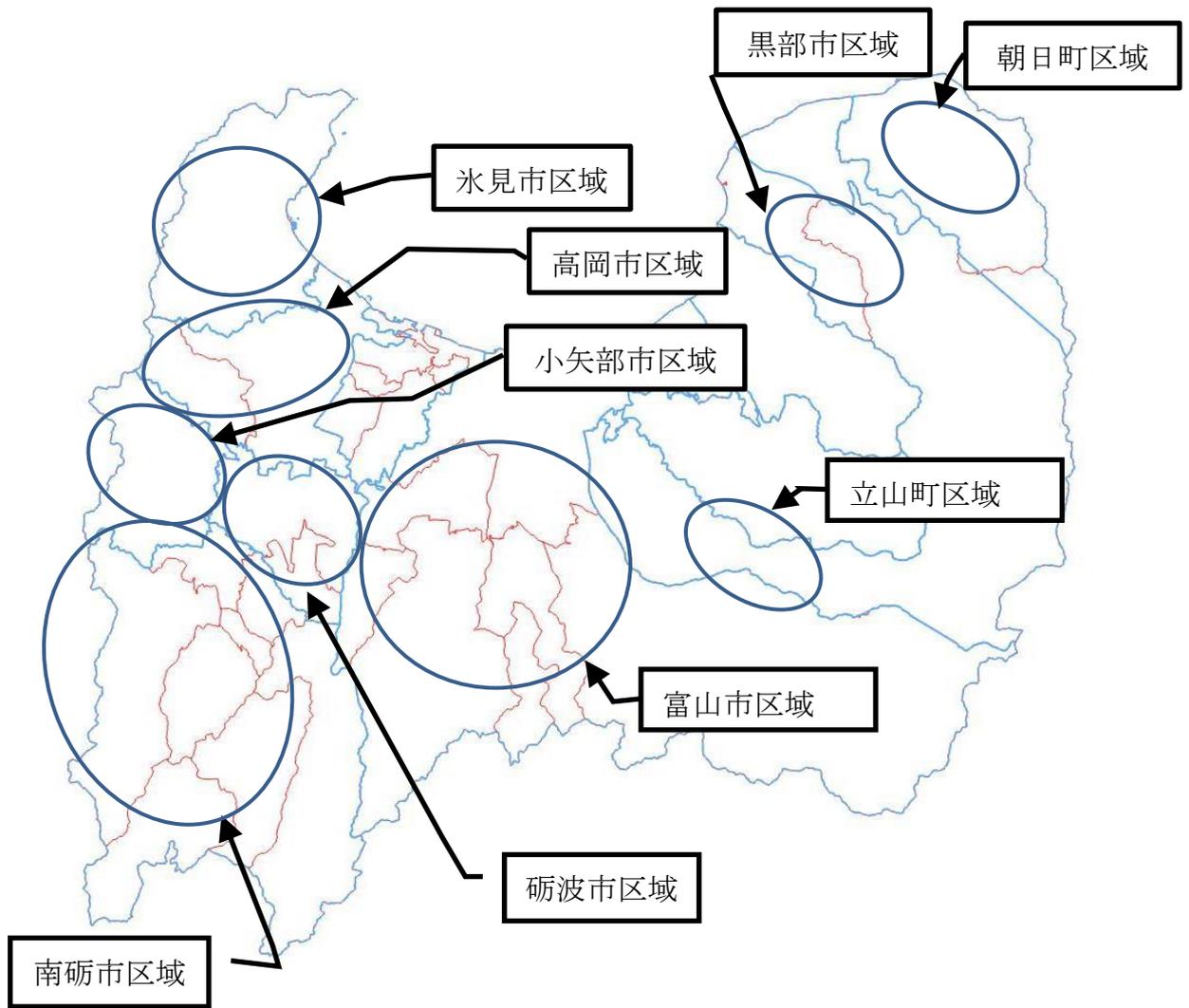
(2) 事業において配慮すべき事項

- ・生態系に影響が出ないよう捕獲後の処理を徹底する。
- ・埋設処分等を行う場合は、水源等への影響が無いよう配慮する。
- ・イヌワシやクマタカなどの希少な猛禽類の繁殖を妨げないよう留意する。

(3) 地域社会への配慮

- ・イノシシの適切な管理による地域社会の発展のためにも、必要に応じて、本事業の目的や必要性に関する理解の促進を図る。
- ・地元住民から説明を求められた際は、迅速に対応し情報の周知や普及啓

発に努める。



指定管理鳥獣（イノシシ）捕獲等事業実施地域